

# 「尼崎市公契約条例の制定をめざす会」

## 入会のご案内

いま、国も自治体も、厳しい財政政状況を背景に、民間事業者への公共工事や委託事業で低価格・低単価の契約・発注が増えています。

それにもよって受注先企業の経営悪化、労働者の賃金・労働条件の著しい低下もすすんでいます。

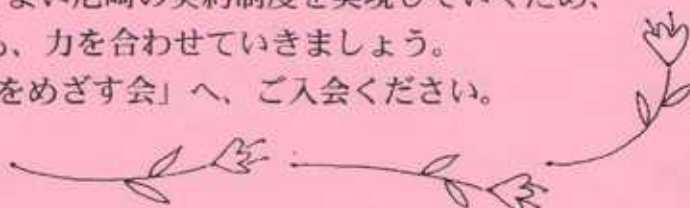
こうした中で、契約・発注の在り方を問い直し、「公契約条例」を制定する自治体が増えています。

### 公契約の改善は地域・自治体を豊かにする

契約制度を改善し、低価格受注を改善することは、地域経済や自治体財政にとってもたいへん有益です。

ご一緒に学びながら、よりよい尼崎の契約制度を実現していくため、事業者も、労働者も、行政も、力を合わせていきましょう。

「尼崎市公契約条例の制定をめざす会」へ、ご入会ください。



「尼崎市公契約条例」の制定をめざす

会 吉村臨兵(福井県立大学教授)



2012年9月23日

「学習会」から

### 代表世話人のご紹介



小野 順子

(弁護士)



在間 秀和

(弁護士)



吉村 臨兵

(福井県立大学教授)



渡邊 申孝

(元東洋精機社長)

## 尼崎市公契約条例の制定をめざす会 会則

(名称)

第1条 この会は、尼崎市公契約条例の制定をめざす会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、尼崎市東七松町1丁目23 尼崎市職員労働組合内に置く。

(目的)

第3条 本会は、尼崎市における公契約条例の制定を目的とする。

(活動内容)

第4条 本会は前条の目的を達成するために、調査・研究、懇談、尼崎市および市民への働きかけ、その他本会の目的を達成するために必要な活動を実施する。

(会員)

第5条 この会の会員は、本会の目的に賛同する個人、団体に会費を納めたものとする。

(会費)

第6条 会費は次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 個人会員 1口 年1000円

(2) 団体会員 1口 年2000円

(役員)

第7条 本会に次の各号に掲げる役員を置く。

代表世話人 若干名

世話人 若干名

事務局長 1名（代表世話人との兼任を妨げない）

会計 1名

2 各役員の職務は次のとおりとする。

代表世話人は、本会を代表して会を総括し、会議を招集し議長をかねる。

世話人は、希望する個人会員と各団体1名の代表で構成する。

事務局長は、本会の事務全般を担当する。

会計は、本会の会計を掌握する。

第8条 (会議)

本会の会議は、代表世話人会、世話人会とする。

第9条 (会計年度)

本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第10条 (会の意思決定)

この会則の変更、会の方針、その他の意思決定は、世話人会において全会一致を基本とし、やむを得ない場合は出席者の3分の2以上の承認で決める。

付則 この会則は、2012年8月4日から施行する。

## 「尼崎市公契約条例の制定をめざす会」入会届

団体・個人名		
会 費 個人会費 1 口 1000 円 団体会費 1 口 2000 円	口数 _____ 口  金額 _____ 円	
郵便番号		
郵便物送付先住所		
連絡先電話番号	電話番号	
	携帯番号	
団体代表者 (個人の場合は不要)		
連絡責任者 (個人の場合は不要)		
F A X 番号		
E - M A I L (会議案内・資料等を送付します)		
備考		